

公益社団法人 有機合成化学協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人有機合成化学協会（英文名 The Society of Synthetic Organic Chemistry, Japan. 略称「SSOCJ」）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、学問としての有機合成化学及び関連する技術、諸産業の発展を期し、人類文化や社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、学術・科学技術に関する次の事業を行う。

- (1) 研究会、講習会の開催
- (2) 講演会、懇談会等の開催
- (3) 調査、視察及び見学
- (4) 会誌及び図書等の刊行
- (5) 表彰、研究助成及び奨励
- (6) 研究成果の工業化促進
- (7) 社会への普及、啓発、教育、支援活動
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員及び代議員（社員）

(法人の構成員)

第5条 この法人は、以下の会員をもって構成する。

- (1) 普通会员
- (2) 学生会員
- (3) 永年会員
- (4) 名誉会員

2 普通会员は、本会の目的、趣旨に賛同し、次のい

ずれかに該当する個人又は法人及び団体とする。

(1) 有機合成化学又は有機合成化学関連産業に関し、学識経験を有する者

(2) 有機合成化学又は有機合成化学関連産業に関し、学識経験を深めることを望む者

3 学生会員は、本会の目的、趣旨に賛同し、有機合成化学又は有機合成化学関連産業に関する学識経験を深めることを望む学生及び大学院生とする。

4 永年会員は、多年にわたり普通会员として本会の発展に寄与した個人で総会の認定を受けたものとする。

5 名誉会員は、この法人に特に功労のあった個人で、理事会が推薦し、かつ総会の承認を経たものとする。

(会員資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者としてこの法人に対してその権利を行使する1名の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は別に定める退会届を会長に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を納入せず、督促後なお会費を2年以上納入しないとき。
- (2) 総代議員(社員)が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。

2 代議員である会員は、会員資格の喪失をもって代議員資格を喪失する。

3 第1項の規定により会員資格を喪失しても、既納の会費は正当な理由がある場合を除きこれを返還しない。

(代議員)

第11条 この法人の社員は、代議員90名以上100名以内をおき、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という)上の社員とする。

2 代議員を選出するため、普通会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

3 代議員は、普通会員の中から選ばれることを要する。普通会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

4 第2項の代議員選挙において、普通会員は他の普通会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

5 普通会員が法人会員又は団体会員の場合は、その会員代表者が、第3項ないし第4項の権利を有する。

6 第2項の代議員選挙は、通常2年に1度、11月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び理事及び監事の解任の訴えを提起している場合(法人法278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合も含む)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。

7 代議員に欠員を生じた場合、補欠の代議員を選挙する。補欠の代議員の任期は、任期満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

8 普通会員は、法人法に規定された次に掲げる代議

員の権利を、代議員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
- (2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
- (3) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
- (4) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)
- (5) 法人法第51条第4項及び52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
- (6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類の閲覧等)
- (7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、11条によって選任されたすべての代議員をもって構成し、これをもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は 法人法に規定する事項及びこの定款で定める事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 決算報告(貸借対照表及び正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、通常総会として毎年度2月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除

き理事会の決議に基づき会長が招集する。会長に事故あるときは、あらかじめ理事会で定めた理事が招集する。

2 総代議員数の5分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する場合は、次の内容を示した書面及び電磁的方法をもって、開会の日の2週間前までに代議員に通知しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会議の目的たる事項及びその内容

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、第15条第2項の規定により総会を開催したとき又は会長に事故あるときは、出席代議員のうちから議長を選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は代議員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総代議員の半数以上であって、1号から4号までについては総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行い、5号については総代議員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) その他法令で定められた事項

(5) 解散及び残余財産の処分

3 理事又は監事を選任する議案を決議する際は、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(書面・電磁的方法や代理による表決等)

第19条 総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法及び代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により表決権を行使する代議員は、前条の規定の適用については出席したものとみなす。

(総会決議の省略)

第20条 理事又は代議員が総会の目的である事項について提案した場合において、その提案に全代議員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した代議員のうちからその会議において選任された議事録署名人1名以上が署名押印する。

第5章 役員等

(種類及び定数)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事20名以上25名以内

(2) 監事 2名以上 3名以内

2 理事のうち、1名を会長とする。

3 理事のうち、3名を副会長とする。

4 理事のうち、必要に応じ1名を常務理事とすることができる。

5 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって、普通会员（法人又は団体の場合にあつては、会員代表者とする。以下同じ。）のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては5名、監事にあつては1名を限度として、普通会员以外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。

2 理事会は理事の中から会長、副会長、常務理事を選任及び解任する。この場合において総会の決議により会長候補者、副会長候補者、常務理事候補者を選出し、理事会において当該候補者を選任する方法によることができる。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事たる会長は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行・統轄する。

3 業務執行理事たる副会長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、会長を補佐して、この法人の業務を分担執行する。

4 会長、副会長、常務理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内の事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事及び監事は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任免除)

第29条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任は全ての普通会员の同意がなければ免除することができない。

2 前条の理事又は監事（理事又は監事であった者を含む）の賠償責任について、法令に定める要件（善意でかつ重大な過失のない場合で特に必要と認めるとき）に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、法令にもとづき理事会に出席して意見を述べることができる。

(権限)

第31条 理事会は次の事項に関する議決、執行を行う。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(2) 総会に附議すべき事項

(3) 業務の執行に関する事項

(4) 理事の職務執行の監督

(5) 会長、副会長及び常務理事の選任及び解職

(6) この定款に別に定めるその他の事項

(招集)

第32条 理事会は、原則として年6回、2カ月乃至は3カ月1回の間隔で会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により理事が招集する。

2 他に次の各号の一に該当する場合に招集する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 法令に基づき、監事から会長に招集の請求があったとき。

(4) その他、法令に基づき開催が請求されたとき。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故あるとき又は特別の利害関係を有するときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事がこれにあたる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議において特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(全員同意による決議の省略)

第35条 理事会の決議の目的である事項について理事から提案があり、当該案件について全理事が書面又は電磁的記録により同意の意思表示があり法人法96条の要件を満たした場合には、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、当該理事会に出席した会長及び監事が署名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が遅滞なく次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残高の算定)

第40条 会長は法令に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残高を算定し、前条第3項第4号の書類に記載する。

第8章 定款の変更、解散等

(定款、その他の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

2 公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、認定法という)第11条第1項各号に掲げる下記の事項に係る変更(軽微なものを除く)を行うときは、その変更について行政庁の認定を受けなければならない。

- (1) 定款で定めた公益事業を行う区域、又は主たる事務所所在地などの変更
- (2) 公益目的事業の種類又は内容の変更
- (3) 収益事業などの内容の変更

3 前項以外の変更を行った場合は、遅延なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定める事由に基づき解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、認定法第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は電子公告により行う。

第10章 補則

(事務局)

第46条 この法人に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事会の決議を得て会長が任免する。

(実施細則)

第47条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、整備法という)第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は会長 伊関克彦とする。

3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、本定款第37条の定めにかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(平成23年 1月28日 理事会制定議決)

(平成23年 2月18日 通常総会制定議決)

(平成23年 9月27日 臨時総会改定議決)

(平成24年 7月20日 臨時総会改定議決)

(平成28年 2月18日 通常総会改定議決)